

青森市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

1 概要

妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のため、国においては育児休業等の制度改正が行われ、「地方公務員の育児休業等に関する法律」についても、国の改正内容に準じた改正法が令和 4 年 5 月 2 日に公布され、10 月 1 日施行予定となっていることから、同法の改正に伴い条例の改正を行うものである。

2 地方公務員の育児休業等に関する法律の改正内容

◇育児休業の取得回数制限の緩和

① 育児休業取得回数

現行：原則 1 回まで ⇒ 改正後：原則 2 回まで

② ①に加え、子の出生から 57 日間以内の育児休業の取得回数

現行：原則 1 回まで ⇒ 改正後：原則 2 回まで

3 条例改正内容

(1) 非常勤職員の育児休業の取得要件緩和

非常勤職員の育児休業について、子の出生から 57 日間以内の育児休業の取得要件を緩和する。

○現 行：子の 1 歳 6 か月到達日までに任用期間が終了することが明らかでないこと

○改正後：子の出生から 57 日間後から 6 月を経過するまでに任用期間が終了することが明らかでないこと

(2) 非常勤職員の育児休業の取得の柔軟化

非常勤職員に係る子が 1 歳以降も育児休業を取得する際に、夫婦交替での取得を可能とするほか、特別な事情がある場合にあっては、期間があいた場合でも再度の育児休業の取得を可能とする。

4 施行日

令和 4 年 10 月 1 日